

用済後焼却

朕帝國陸軍復員要領ヲ制定シ之ヲ施行ス

御名 御璽

昭和二十年八月十八日

陸軍大臣 稔 彦 王

軍令陸甲第百十六號

帝國陸軍復員要領

第一條 本要領ハ帝國陸軍部隊ノ復員ノ復歸及陸軍平時編制部隊ニ關スル事項ヲ定ム

第二條 復員スヘキ部隊ハ帝國陸軍部隊トス

第三條 復員實施ノ細部ニ關シテハ陸軍大臣、參謀總長協議決定ス

ルモノトス

Proj. No.	
S. A. No.	100495
Sack No.	47
Item No.	249

0456